

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）  
（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部が改正され、入学準備金の貸付制度が創設されたことに伴い、必要な事項を定めるとともに、奨学生の資格の見直しを行った。

二 施行期日

令和元年十月八日